

アイデムが **新居浜市** 人材確保事業に協力

中小企業者が人材確保を図るため、

求人サイト

イーアイデム **正社員**

を利用し求人情報を発信する事業を行ったとき

30万円を上限に補助 されます。

※他大手サイトで申請された場合は適用外になることがあります。

事業スキーム



条件

- ①新居浜市が定める中小企業者に該当すること。
- ②市内に住所を有する個人もしくは本店(本社)を有する法人。
- ③勤務地が新居浜市であること。
- ④正社員の募集であること。

「あなたの街」のお仕事を探す求人サイト

・求人サイト『イーアイデム』 イーアイデム <https://www.e-aidem.com/>

地域性を重視した求人サイト。利用頻度の高いフリーワード検索を最上位に設置し、検索機能も充実しており、「アルバイト・パート・正社員」と「正社員限定」の2つのサイトで、求職者の希望に沿った仕事探しが可能です。パソコン・スマートフォンにも対応しています。

新居浜市の人材確保事業の詳細については裏面をご覧ください。

アイデム四国がお客様の採用計画を支援します。

AIDEM 株式会社 **アイデム四国**

〒792-0812 愛媛県新居浜市坂井町3-13-43

TEL(0897)40-1414

FAX(0897)40-1151

E-mail/seisaku@kyujin-net.com

営業担当

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
人材確保事業	中小企業者が人材確保を図るため、大手就職情報サイトに登録して求人情報等を発信する事業を行ったとき	事業費の100分の50以内 30万円限度
	中小企業者が市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき	事業費の100分の50以内 30万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(人材確保事業に対する補助)

第13条の2 市長は、中小企業者が人材確保を図るため、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人情報を発信する事業を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) ウェブサイトを利用する方法により求人情報を発信する事業を行ったとき 30万円
- (2) 市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき 30万円

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(人材確保事業の範囲等)

第13条の2 条例第13条の2第1項に規定するウェブサイトとは、民間企業が主に学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は、専修学校の卒業予定者（以下「大卒予定者等」という。）を対象とした就職活動全般の支援及び企業の採用活動支援等のサービスを提供するウェブサイトで、前年の登録者数がおおむね30万人以上のものをいう。

2 条例第13条の2第1項に規定する合同企業説明会等とは、大卒予定者等又は市内への就職を希望する者を対象に開催されるもので、新居浜市が主催し、又は共催するものを除く。

3 条例第13条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1項に規定するウェブサイト自社に求人情報等を掲載するための登録費用
- (2) 第2項に規定する合同企業説明会等の出展に当たり要した費用のうち、出展小間料

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・ 市税の滞納がないこと（法人、代表者）

申請の時期

- ・ 就職情報サイトへの登録完了後もしくは費用支払後
- ・ 合同企業説明会終了後もしくは費用支払後
- ※ それぞれどちらか日付の新しい方を事業完了日とする

提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・ 契約書の写し、パンフレット等事業概要がわかるもの
- ・ 見積書、請求書、領収書等支払いの明細が確認できるもの

<p>○補助の対象となる「中小企業者」とは？</p> <p>（中小企業基本法第2条第1項の定めによる）</p> <p>（中小企業者の範囲及び用語の定義）</p> <p>第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。</p> <p>一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
<p>○「中小企業団体」とは？</p> <p>中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項によるもの、または商店街振興組合法第2条第1項に定める組合及び市長が認める商工団体</p> <p>・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項 (中小企業団体等の種類)</p> <p>第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業協同組合</p> <p>二 事業協同小組合</p> <p>三 削除</p> <p>四 信用協同組合</p> <p>五 協同組合連合会</p> <p>六 企業組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 商工組合</p>
<p>・商店街振興組合法第2条第1項 (人格及び住所)</p> <p>第二条 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、法人とする。</p>